（国民生活センター等が提供する情報）

第二十七条　法第九十二条第一項の内閣府令で定める情報は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一　［略］

二　地方公共団体　消費生活相談に関する情報で全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積されたもののうち、当該地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報（以下この号において「当該地方公共団体に係る情報」という。）、他の地方公共団体から国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）をされた情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて法第九十二条第一項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第六十六条第七項の規定を実施するため、特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成十一年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
特定商取引に関する法律第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。	特定商取引に関する法律第六十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。